

●香川県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年5月21日から同年6月11日まで一般の縦覧に供する。

令和3年5月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町佐文 599番1地先から 仲多度郡まんのう町佐文 519番地先まで	11.8~16.9	103	平成30年香川県告示第222号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和3年5月21日